

別添

酪農経営体生産性向上緊急対策事業実施要綱

第1 趣旨

本事業は、酪農を営む者における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入を支援するとともに、搾乳等に関する作業を複数経営の共同化により集中管理し、外部化するモデル的な取組の支援を通じ、我が国酪農の安定的発展に資することを目的とする。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

1 楽酪応援会議

地域における将来にわたる安定的な酪農の発展に向け、地域の自主的な取組を促進するため、酪農を営む者、事業協同組合、畜産経営支援組織（コントラクター、TMRセンター等）、乳業関連事業者、畜産関係団体その他の地域の酪農関係者が参画する会議であって、生産局長が別に定める要件を満たすものをいう。

2 楽酪応援計画

楽酪応援会議が、酪農を営む者における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資することを目的に策定する計画であって、機械装置の導入により生まれたゆとりの一部を乳用後継牛の確保、災害時の協力等に充てるものをいう。

3 集合搾乳施設利用計画

地域の搾乳等に関する作業を集中管理することにより外部化するモデル的な取組のための施設整備及び共同に関する役割分担等に関する計画をいう。

4 労働負担軽減経営体

楽酪応援計画において、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置を使用する者として位置付けられた酪農を営む者をいう。

5 集合搾乳施設運営経営体

集合搾乳施設利用計画において、搾乳等に関する作業を集中管理することにより外部化のために導入される施設を運営する者として位置付けられた酪農を営む者をいう。

第3 事業の実施方針

1 本事業は、地域の酪農関係者が連携し、地域一体となって酪農を営む者の労働条件を改善するため、楽酪応援計画及び集合搾乳施設利用計画の達成に向け、酪農を営む者の労働条件の改善に資する取組を支援することを旨とするものとする。

2 本事業において、楽酪応援会議の設立や運営の主体となる者は、本事業の趣旨に沿って適切に事務を行うことができる者が担うものとする。

3 楽酪応援計画及び集合搾乳施設利用計画において、酪農を営む者の所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしてはならない。

4 本事業の支援対象となる酪農を営む者を選定するに当たっては、酪農を営む者の行動計画の内容、労働時間削減の効果等を評価した第6に規定する費用対

効果に基づいて行うものとする。

第4 事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業内容、事業実施主体、補助率については、別表に定めるとおりとする。なお、本事業については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

- 1 労働負担軽減事業
 - (1) 楽酪応援会議推進事業
 - (2) 機械装置導入事業
 - (3) 全国推進指導事業
- 2 集合搾乳施設整備事業

第5 事業の実施及び評価

1 事業の細目及び手続

本事業に係る細目及び具体的な手続等は、第4の1及び2に掲げる事業ごとに、生産局長が別に定めるところによる。

2 目標年度及び成果目標並びに事業評価

- (1) 事業実施主体は、第4の1及び2に掲げる事業ごとに生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、第4の1及び2に掲げるそれぞれの事業ごとに、生産局長が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、生産局長及び都道府県知事に報告するものとする。なお、都道府県知事は、本事業の支援対象となる酪農を営む者が所属する楽酪応援会議が立地する都道府県知事とする。

3 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第6 費用対効果の評価

本事業を実施するに当たり、あらかじめ生産局長が別に定める基準により費用対効果の評価を実施し、事業の投資効率を十分に検討するものとする。

第7 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費に充てるため、補助事業者である事業実施主体に対し、補助金を交付することができる。

第8 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況等について、生産局長が別に定めるところにより、生産局長及び都道府県知事に報告するものとする。なお、都道府県知事は、本事業の支援対象となる酪農を営む者が所属する楽酪応援会議が立地する都道府県知事とする。

第9 指導推進等

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、必要に応じて楽酪応援会議、市町村及び生産者団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

第10 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 家畜共済等の積極的な活用
継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。
- 2 環境と調和のとれた農業生産活動
事業実施主体は、生産局長が定める環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるため、原則として、事業実施状況報告書の報告期間中に1回以上、労働負担軽減経営体及び集合搾乳施設運営経営体から、点検シートの提出を受けるものとする。
- 3 配合飼料価格安定制度への加入促進
本事業における受益者のうち、配合飼料を購入して家畜を飼養する者（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林水産事務次官依命通知）の規定により配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づき、配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる契約数量の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において配合飼料価格安定基金との契約を締結していない畜産経営者については、配合飼料価格安定基金との契約を締結するよう努めるものとする。

第11 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4関係）

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 労働負担軽減事業</p> <p>(1) 楽酪応援会議推進事業 楽酪応援会議が、地域の酪農を営む者の実情に応じ、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化のための計画の策定や導入すべき機械装置等の選定を行うのに必要な費用を助成する事業</p> <p>(2) 機械装置導入事業 労働負担軽減経営体が楽酪応援計画に基づき機械装置を導入するに当たって、楽酪応援会議又はリース会社に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を助成する事業</p> <p>(3) 全国推進指導事業 酪農経営体生産性向上緊急対策事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催や事業の推進、指導、調査等を行う事業</p> <p>2 集合搾乳施設整備事業 楽酪応援会議が、集合搾乳施設利用計画に基づき施設等を整備する場合に、当該施設等の取得に必要な費用の一部を、都道府県を通じて助成する事業</p>	<p>以下に掲げる全国を区域とする団体であって、生産局長が別に定める要件を満たすものに限る。</p> <p>(1) 民間企業 (2) 公益社団法人 (3) 公益財団法人 (4) 一般社団法人 (5) 一般財団法人 (6) 協同組合連合会</p> <p>楽酪応援会議</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p>